

K E M S

神戸環境マネジメントシステム規格

(2 版)



2005年12月

こうべ環境フォーラム

目 次

	頁
0．序文	3
1．ステップ1	5
1．1 適用範囲	5
1．2 定義	5
1．3 要求事項	6
1．3．1 一般要求事項	6
1．3．2 環境宣言	6
1．3．3 計画	6
(1) 環境影響項目	6
(2) 法的及びその他の要求事項	6
(3) 環境改善目標及び改善計画	6
1．3．4 実行	7
(1) 文書	7
(2) 活動	7
1．3．5 点検	7
(1) 確認	7
(2) 順守評価	7
1．3．6 最高責任者による評価	7
2．ステップ2	8
2．1 適用範囲	8
2．2 定義	8
2．3 要求事項	8
2．3．1 一般要求事項	8
2．3．2 環境宣言	8
2．3．3 計画	9
(1) 環境影響項目	9
(2) 法的及びその他の要求事項	9
(3) 環境改善目標及び改善計画	9
2．3．4 実行	10
(1) 体制と責任	10
(2) 教育と訓練	10
(3) 情報の連絡	10
(4) 文書	11
(5) 文書の管理	11

(6) 活動	1 1
(7) 緊急事態への準備と対応	1 1
2 . 3 . 5 点検	1 2
(1) 確認	1 2
(2) 順守評価	1 2
(3) 修正と予防	1 2
(4) 記録	1 2
(5) 自己評価	1 3
2 . 3 . 6 最高責任者による評価	1 3
附属書 (KEMS のしくみ)	1 4
改訂履歴	1 5

0 . 序文

1995年1月に発生した阪神・淡路大震災で、神戸のまちは大きな被害を受けました。その後の復興に従い、便利な生活が回復してきましたが、これからは、将来にわたっての持続可能な社会をめざしていく必要があります。

2002年8月には、南アフリカ・ヨハネスブルグにおいて「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」が開催され、持続可能な発展をテーマに、世界の人々の生活の向上と、自然資源の保全をはじめ人類が抱える困難な問題の解決をめざした世界的な行動が議論されました。

20世紀の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、地球環境問題や廃棄物の問題をはじめとするさまざまな環境問題を引き起こしてきました。こうした環境問題に適切に対処していくためには、「経済活動」と「環境保全」の両立を図り、日常の社会活動、経済活動を環境に配慮したものへと変えていかなければなりません。

これからの環境に係る取組みは、法律や条例の順守にとどまらず、環境に配慮した活動の推進をめざし、活動に伴うエネルギーや資源の消費を自主的に節減し、その管理に努めることによって、環境への負荷を少なくすることが重要です。

特に、市民の環境への関心の高まり、市場のグリーン化、行政機関による環境施策の積極的推進等、企業を取り巻く状況は、環境とのかかわりをより一層大きなものとしており、企業も積極的に環境への取組みを経営戦略の一環として講じる必要があります。

企業の置かれた経営環境は一層厳しさを増してきておりますが、このような状況に対応するためにも、従業員一人一人の能力を向上させ、企業が一丸となって取組まなければなりません。

これを実現するのに役立つ体系化されたシステムが環境マネジメントシステムです。

環境マネジメントシステムとは、「組織が環境に優しい取組みができる仕組み」のことです。PDCAサイクル（Plan（計画） Do（実施） Check（点検） Action（見直し））を継続的に実施することにより、取組みの改善を図っていくものであり、組織が環境に配慮した活動を進める基盤となるものです。

環境マネジメントシステムの導入に成功した組織では次のようなメリットを享受しています。

従業員の業務遂行能力が向上し、仕事に対し積極的な対応が見られるようになった。

組織内の意思疎通がよくなり、指示がきちんと伝わるようになった。

利害関係者（取引先・消費者等）の評価が高くなり、従来に比べ仕事が有利に展開できるようになった。

資源・エネルギーの有効利用や排出量の削減を通じて経営負荷(原価)が低減した。

事故に備えて管理すべき点が明確になり、対策を通じて環境上のリスクが低減した。

近年、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得が、製造業を中心に、非常に盛んになっています。

しかし規模的・経済的・時期的等さまざまな理由でこの規格の認証取得に直ちに取組み難い組織が多くあることもまた事実です。

そこで、こうべ環境フォーラムでは「具体的で取組み易く、かつその取組みによりコスト削減などのメリットにつながる」環境マネジメントシステム(これを「神戸環境マネジメントシステム=KEMS(ケムズ)」とよぶ)の審査登録制度を創設しました。

従ってKEMSはつぎのような趣旨で創設されています。

- (1) 認証取得の目的は「環境問題に関心を持ち、日常的にその取組みができる」。
- (2) 多くの規模の組織(企業・自治体・学校・家庭等を含めた団体・個人等)に適用できる。
- (3) 規格の内容や表現が平易で取組み易い。

具体的には、ステップ1、ステップ2の2段階に分け、より実態に即した取組みができることとしました。

なお、KEMSの規格はKES・環境マネジメントシステム・スタンダードと同じです。

1. ステップ 1

1.1 適用範囲

KEMS・ステップ 1 の要求事項を定める。

ステップ 1 では、環境に著しい影響を及ぼす項目を踏まえて環境宣言を行いその改善活動を実行することを要求する。

1.2 定義

この規格に用いる用語の定義は、次の通りである。

環境

組織の活動を行う上での取り巻く環境を指し、大気、水質、土地、天然資源、植物、動物、人及びそれらのお互いの関係を含む。

環境影響

環境に生じるあらゆる変化で、有害・有益どちらも含む。

組織の活動、製品及びサービスにより全面的または部分的にもたらされるもの。

環境影響項目

組織の活動、製品及びサービス等のうち、環境に影響を及ぼす項目。

その中で特に環境に著しい影響を及ぼすと考えられるもの又はその可能性のあるものを著しい環境影響項目という。

継続的改善

組織の環境宣言によって環境改善活動を継続的に推進し成果を達成するための過程をいう。

環境改善目標

環境宣言を実現するために自らが定めて進める全体的な環境改善活動の到達点をいう。可能な限り数値化する。

環境宣言

組織の環境改善活動に係わる意図及び基本的な考え方の表明を行うことを指し、活動に方向づけを与える。

汚染の予防

汚染物質や廃棄物の発生、排出を避け、低減し、管理する工程、手段、材料もしくは製品を利用することをいう。これには、リサイクル化、処理方法、工程変更、制御機構、資源の有効利用、材料の代替を含める。

利害関係者

個人又はグループで、組織の環境改善活動に係わりをもつか、その影響を受けるものをいう。

組織

企業であるか否かによらず、独立した機能や管理体制を持つ集団又はその一部。

1.3 要求事項

1.3.1 一般要求事項

組織は、環境活動の適用範囲を定め、環境に著しい影響を及ぼす項目を特定して改善目標を作成し、改善活動を展開する。そのための要求事項はこの1.3項で規定する。

1.3.2 環境宣言

組織の最高責任者は次の事項を明確にした環境宣言を定めて文書化し、実行する。

組織の活動、製品及びサービスの性質や規模及び環境に及ぼす影響に見合った内容である。

継続的な環境改善活動と、汚染の予防を約束する。

環境に関する法的及びその他の要求事項を守ることを約束する。

環境改善のための目標を定めるとともに、定期的に見直しをすることを明確にする。

組織の全員に知らせる。

外部に公表する。

1.3.3 計画

(1) 環境影響項目

組織は、活動、製品及びサービスの中で、環境に影響を及ぼす項目を明らかにし、その中から環境に著しい影響を及ぼすと考えられるもの又はその可能性のあるものを特定する。

(2) 法的及びその他の要求事項

組織の活動、製品及びサービスによる環境影響項目に係る法的及びその他の要求事項を調査して特定し、参照できるよう文書化する。

法的及びその他の要求事項は常に新しいものが考慮されている。

(3) 環境改善目標及び改善計画

組織は、次の点に配慮をして改善目標を設定する。

環境宣言との整合性。

法的及びその他の要求事項の順守。

環境に著しい影響を及ぼす項目

汚染の予防に関する約束。

技術的、経済的制約から実現の可能性。

利害関係者の見解。

目標は、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも到達点を明確にする。

環境改善目標を達成するための改善計画書を作成する。計画書には次の項目を含む。

目標を達成するための進捗を管理する実行責任者の明示。

目標を達成するための具体的施策と日程を示す。

改善計画書で目標に対する実績が確認できる。

計画を実行する段階で何らかの変更があった場合は、その都度改訂をする。

1.3.4 実行

(1) 文書

環境マネジメントマニュアルを作成し、この規格で規定されている要求事項を記載する。

(2) 活動

組織は環境宣言、環境改善目標及び改善計画を達成するための活動を行う。

1.3.5 点検

(1) 確認

環境改善活動の進捗や目標に対する適合性を確認し、記録する。

(2) 順守評価

適用を受ける法的及びその他の要求事項の順守状況を定期的に評価し、記録する。

1.3.6 最高責任者による評価

最高責任者は定期的に環境宣言、環境改善目標、環境改善計画及び活動に関して見直し、環境改善活動が適切に、有効に進んでいるかを評価する手順を定めて文書化し、その結果を記録する。

評価には次のような情報を基に行う。

法的及びその他の要求事項の順守評価結果

環境改善活動の進捗状況

法規制等行政や業界等周辺の動向

関連する利害関係者の関心事

前回の評価の結果

その他、最高責任者が必要と判断した情報

2 . ステップ 2

2 . 1 適用範囲

KEMS・ステップ 2 の要求事項を定める。

ステップ 2 では環境に著しい影響を及ぼす項目を踏まえて組織の活動、製品及びサービスの中で環境に対して環境宣言や改善目標を設定し、その改善活動を実行するための環境マネジメントシステムの要求事項を定める。

2 . 2 定義

この規格に用いる用語の定義は、ステップ 1 に示す他次の通りである。

環境マネジメントシステム

全体的な経営マネジメントシステムの一部で、環境宣言を作成し、実施し、達成し、見直し、管理するための役割分担、計画、実施、手順、文書、必要な資源を含む。

自己評価

組織の環境マネジメントシステムが、自ら定めた評価システムの基準に合致しているかどうかを評価する手順。

その結果は、最高責任者による評価の重要な情報とする。

2 . 3 要求事項

2 . 3 . 1 一般要求事項

組織は、環境活動の適用範囲を定めて環境マネジメントシステムを構築し、管理する。そのための要求事項はこの 2 . 3 項で規定する。

2 . 3 . 2 環境宣言

組織の最高責任者は次の項目を明確にした環境宣言を定めて文書化し、実行する。

組織の活動、製品及びサービスの性質や規模及び環境に及ぼす影響に見合った内容である。

継続的な環境改善活動と、汚染の予防を約束する。

環境に関する法的及びその他の要求事項を守ることを約束する。

環境改善のための目標を定めるとともに、定期的に見直しをすることを明確にする。

組織の全員に知らせる。

外部に公表する。

2.3.3 計画

(1) 環境影響項目

組織は、活動、製品及びサービスの中で、環境に影響を及ぼす項目を明らかにし、その中から環境に著しい影響を及ぼすと考えられるもの又はその可能性のあるものを特定するための手順を定めて文書化し、その結果を記録する。

組織は、この情報を常に最新のものとする。

[備考]環境影響項目として取り上げる対象としては次のような項目を考慮する。

大気への放出

水への排出

土地への排出

原材料及び天然資源の使用

エネルギーの使用

放出エネルギー、例えば、熱、放射、振動

廃棄物及び副産物

その他、地域社会の環境問題

(2) 法的及びその他の要求事項

組織の活動、製品及びサービスによる環境影響項目に係わる法的及びその他の要求事項を調査して特定し、参照できるよう文書化する。

法的及びその他の要求事項は常に新しいものが考慮されている。

(3) 環境改善目標及び改善計画

組織全体あるいは各階層で改善目標及び改善計画を決定して文書化する。

目標決定に際しては環境宣言と整合させるとともに次の点に考慮し、その結果を記録する。

法的及びその他の要求事項の順守。

環境に著しい影響を及ぼす項目。

汚染の予防に関する約束。

技術的、経済的制約から実現の可能性。

利害関係者の見解。

目標は、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも到達点を明確にする。

環境改善目標を達成するための改善計画書を作成する。計画書には次の項目を含む。

目標を達成するための進捗を管理する実行責任者の明示。

目標を達成するための具体的施策と日程を示す。

改善計画書で目標に対する実績が確認できる。

計画を実行する段階で何らかの変更があった場合は、その都度改訂をする。

2.3.4 実行

(1) 体制と責任

効果的な環境マネジメントを実行するためにそれぞれの役割・責任及び権限を定めて文書化し、全員に周知徹底する。

最高責任者は、環境マネジメントシステムを実行し、管理できる責任と権限をもつ環境管理責任者(複数でも可)を任命する。

環境管理責任者は、この KEMS・ステップ2の要求事項を満たす仕組みを作成し、実施し、管理する。又、システムの向上のための見直しと改善のための資料として活動実績を最高責任者に報告する。

環境管理責任者は、最高責任者と同一者であってもよい。

(2) 教育と訓練

組織の全員及び環境に著しい影響を及ぼす可能性のある活動や作業を行う全ての人々に必要な知識を得る教育と訓練を実施するための手順を定めて文書化し、実施計画及び実施内容を記録する。

教育内容には、次の事項を含む。

環境宣言やこの規定に定められた事項を守ることの重要性。

各人の活動や作業が環境に著しい影響を及ぼす項目、及び改善活動の成果が環境に及ぼす好影響。

緊急事態への準備に対する各人の役割と責任。

定められた手順を守らなかった時に予想される環境に及ぼす影響。

(3) 情報の連絡

環境に関する情報や苦情を処理する手順を定めて文書化し、その経過を記録する。

内部の各階層での情報連絡の仕組みを作成する。

外部の利害関係者との情報連絡の仕組みを作成する。

環境に著しい影響を及ぼす項目について外部(例えば公的機関)に連絡する場合はその仕組みを作り、その結果を記録する。

(4) 文書

環境マネジメントシステムを実行するために環境マネジメントマニュアルを作成する。

マニュアルには次のような項目を記載する。

この規格で規定されている要求事項の記載及び事項間の関連性
必要に応じて作成する規定や手順書間の関連性

(5) 文書の管理

この規格が要求する文書類では次の事項を管理する。

発行責任者・発行日付を明らかにする。

有効期限のあるものは明確にする。

定期的に見直し、最新の内容のものとする。

改廃の手続きを定め、古いものは撤去するか、誤使用のないようにする。

(6) 活動

組織は環境宣言、環境改善目標及び改善計画を達成するため、運用基準を定めて文書化し、活動を行う。

活動は、構内常駐の社外業者にも伝達する。

(7) 緊急事態への準備と対応

事故や天災等の緊急事態が発生した場合に備えて、それに対する環境に著しい影響を及ぼす可能性を想定してその対策を定めて文書化する。

又、その対策が効果的であることを評価し、必要に応じて改善するために定期的に可能な範囲でテストを行い記録する。

実際の緊急事態発生やテストの後、対策が効果的であるか否かを確認し、必要があれば改善する。

2.3.5 点検

(1) 確認

改善計画の進捗状況を定期的に確認するための方法を定めて文書化し、環境に著しい影響を及ぼす作業や活動の実態を把握すると共に環境改善活動の進捗や目標への適合性を記録する。

確認に計測器を用いる場合は、計測器の精度を維持する手順を定めて実施し、記録する。

(2) 順守評価

適用を受ける法的及びその他の要求事項の順守状況を定期的に評価し、記録する。

(3) 修正と予防

環境改善活動に対して不適合が発生した場合又は発生が予想される場合、修正と予防を行うための責任や権限を定めて文書化し、実施する。

修正と予防を行った場合は、必要に応じマニュアル等の変更を行い、記録する。

(4) 記録

環境改善活動における記録は下記の通りとする。

記録は紛失・損傷を防ぐ方法及び保管期間を定め保管する。

著しい環境影響項目の記録

法的及びその他の要求事項の順守評価記録

環境改善計画書

教育訓練の記録

環境情報記録

緊急事態への準備及び対応に関する記録

計測器の精度維持の記録

不適合の記録

マニュアル等の変更記録

自己評価の記録

最高責任者による評価の記録

環境議事録

(5) 自己評価

環境マネジメントシステム全体を自己評価する手順を定めて文書化し、実施する。

評価は内部で評価チームを編成し、定期的に次の項目について実施する。

環境マネジメントシステム全体がこの規格の要求事項及び組織が定めた取り決めに合っているか。

環境マネジメントシステムが適切に実施され管理されているか。

自己評価の計画は、スケジュール、活動が環境に影響を及ぼす重要性及び前回の自己評価の結果の確認を含めて行う。

自己評価の手順は、次のような項目を明確にする。

自己評価を行う範囲

自己評価の頻度

自己評価の組織と責任者

自己評価の担当者の資格

自己評価のやり方

自己評価の結果の伝達

この評価結果の記録は、最高責任者に報告する。

2.3.6 最高責任者による評価

最高責任者は必要な情報を収集し、定期的に環境マネジメントシステム全体を見直し、継続的な活動を行う適切性があるか、妥当なシステムであるか、システムは有効であるかを評価する。

最高責任者は評価結果に基づき、環境宣言・環境改善目標・環境マネジメントシステムのその他の活動に関してその変更する必要性を明確にし環境管理責任者に指示する。

これらは全て手順を定めて文書化し、その結果を記録する。

評価には次のような情報を基に行う。

自己評価の結果

法的及びその他の要求事項の順守評価結果

環境改善活動の進捗状況

法規制等行政や業界等周辺の動向

関連する利害関係者の関心事

前回の評価の結果

その他、最高責任者が必要と判断した情報

[付属書]
(参考)
KEMS のしくみ

1. 構成

KEMS の構成は、下表の通りとする。

適用規格	KEMS (ステップ1)	KEMS (ステップ2)	ISO14001 (参考)
環境活動取組み段階	初級	中級	上級
構成項目	環境宣言 環境影響評価 計画(環境改善目標) 実行 点検(確認) 最高責任者による評価	環境宣言 環境影響評価 計画(環境改善目標) 実行 点検(自己評価) 最高責任者による評価	環境方針 環境影響評価 計画(目的・目標) 実施及び運用 点検(内部監査) マネジメントレビュー
環境影響評価の事例	チェックリスト等簡易評価法	チェックリスト・評価点算定法等	規格に適合するロジック
マネジメントマニュアル	KEMS ステップ1 に適合するマニュアル	KEMS ステップ2 に適合するマニュアル	ISO14001 に適合するマニュアル
支援体制*	・コンサルタント ・認証審査	・コンサルタント ・認証審査	・認証審査

*支援体制:KEMS の支援体制はこうべ環境フォーラムによる。

2. 適用規格の選択

適用規格は、組織の要求内容もしくはレベル(環境取組みの実態)によって、その組織が決定する。ただし下表に一定のガイドラインを示し、それぞれ3年を目標に上級にチャレンジするよう指導する。

構成人員(人)	製造業	サービス業	各種団体(学校等)	その他(家庭等)
1~10	ステップ1	ステップ1	ステップ1	ステップ1
11~100	ステップ1又は2	ステップ1又は2	ステップ1又は2	ステップ1
100~	ステップ2又は3	ステップ2又は3	ステップ2又は3	ステップ1又は2

[備考]「ステップ3」は「ISO14001」を示す。

3. 認証の種類

認証の種類は下記の通りとし、登録リスト・認証ラベルはそれぞれ区分けする。

- 第 種認証:ステップ1に適合するもの。
- 第 種認証:ステップ2に適合するもの。

4. 規格及び関連文書

- (1) KEMS 神戸環境マネジメントシステム規格
 - 本文
 - 付属書
- (2) KEMS 構築の手引き
 - 構築の手順
 - 環境影響評価プログラム
- (3) 環境マネジメントマニュアルの事例(ステップ1、ステップ2)
- (4) 環境法規制の調査要領
- (5) 審査登録ガイド

改訂履歴

初版 2004年1月

2版 2005年12月 ISO14001:2004 版発行に伴う用語、項番の見直し

- 〔用語〕 生産又は消費活動、製品またはサービス 活動、製品及びサービス
法律その他の規制 法的及びその他の要求事項 遵守 順守
- 〔項番〕 1.3.3「計画」の(1)、(2)新設、(3)として初版の(1)、(2)を統合
し環境改善目標の配慮事項に 追記
- 1.3.5「点検」の新設
- 1.3.6「最高責任者による評価」の要求文の変更及び評価情報に
追記
- 2.3.3「計画」の(3)として初版の(3)、(4)を統合
- 2.3.5「確認と修正」を「点検」とするとともに初版の(1)の一部を
分離し、(2)「順守評価」を新設、また(4)「記録」の の内容を変
更し に挿入
- 2.3.6「最高責任者による評価」の要求文の変更及び評価情報に
追記

K E M S (神戸環境マネジメントシステム)
神戸環境マネジメントシステム規格
(2 版)
2005 年 12 月

こうべ環境フォーラム

(事務局)

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町 1 丁目 8 番 4 号

神戸市産業振興センター 5 階

(電話) 078-367-2640 (FAX) 078-367-2258

(電子メール) kobe-ems@r4.dion.ne.jp

(ホームページ) <http://www.h7.dion.ne.jp/~kems>

この冊子は、古紙配合率 100%、白色度 70 の再生紙を利用しています。